

第16回軽米町議会定例会

令和 3年 3月16日(火)

午前10時00分 開 議

議 事 日 程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正する条例
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 軽米町さわやかカツプル祝金条例の一部を改正する条例
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第9号)
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 令和2年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 令和2年度軽米町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第2号)
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和3年度軽米町一般会計予算
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和3年度軽米町下水道事業特別会計予算
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算
(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和3年度軽米町水道事業会計予算 |

(令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会付託)

- 日程第16 人口減少・少子化対策調査特別委員会の中間報告を求める件
- 日程第17 発議案第1号 軽米町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第18 総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査
- 日程第19 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼 税務会計課総括課長兼 収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

3月15日付で、人口減少・少子化対策調査特別委員長から中間報告書の提出がありました。

また、本日付で、議会運営委員長から1件の発議案の提出がありました。

同じく本日付で、総務教育民生常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第15号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から日程第15、議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算までの15件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第15号までの15件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会委員長、本田秀一君。

〔特別委員長 本田秀一君登壇〕

○特別委員長（本田秀一君） 本定例会におきまして令和3年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算までの15件でありました。

当委員会は、3月9日から3月15日まで5日間、役場3階会議室において、当

局の出席の下、提案理由の補足説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論がなされるとともに、慎重な審議がなされました。

中でも、議案第2号 軽米町すこやかベビー祝金条例の一部を改正する条例についてであります。改正後の祝金について異論はありませんでしたが、第1子は出生時までに経費がかかるので、支援してはどうか。また、令和2年度に生まれた第1子にも支給してはどうかなどの質疑があり、担当課からは新型コロナウイルス感染症助成金を10万円あげているとの答弁でした。

また、議案第3号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例では、婚姻届を提出した時点で夫婦いずれも満45歳以下であることについて、45歳に限定すると、それ以上の方は該当にならないと思う、年齢制限を設けるべきでない、再度検討し提案してはどうかなどの質疑があり、担当課では国などの統計的なことなどを玩味し、決定したとの答弁でした。3月15日午前10時より本会議が開会され、年齢制限削除について、再度特別委員会に付託され、訂正審査が行われました。

また、議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例では、支給額が増え続けているため減額したと捉えられるのが長生きしては駄目だと感じるがとの質疑があり、担当課では社会情勢の変化を踏まえて見通していく時期との答弁でした。

議案第6号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第9号）歳出では、生ごみ収集業務、処理方法変更、周知についての質疑があり、担当課では収集はこれまでどおり行うが、コスト面を考慮し、今後は焼却処理予定との答弁でした。また、脱炭素環境に配慮した植林についての議論や、閑散とした商店街の現況についてどう思っているかなどの議論があり、関係資料を求めながら慎重審議を行いました。

議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算では、ふるさと納税お礼品に軽米牛を取り入れてはとの質疑があり、実現に向けて考えているとの答弁がありました。また、副町長を置く考えはないかとの質疑では、職員には大変ご苦勞をかけているが、今の段階では考えていないとの答弁でした。また、庁舎内が明るく働いているイメージがないが、クレマーモンスターなどに対しての職員の対応についての質疑に対して、担当課は苦情に際し、対応は若い職員ではなく、課長級などが対応をしているとの答弁でした。そのほか新型コロナウイルスワクチン接種についての質疑があり、担当課では今検討中であるが、ふれあいセンターを会場に接種を行う予定で、高齢者から順次接種する予定との答弁でした。

なお、審査日3日目は、午前10時から全員参加し、予算審査に附帯するかるまい交流駅（仮称）建設現場において、医療廃棄物出土状況調査を担当課の説明を受けながら、現地確認を実施しました。

議案書広範囲にわたり、各委員から終始活発な議論がなされました。

審査の結果についてご報告します。一部の議案に反対がありましたので、採決は5回に分けて行いました。議案第4号と議案第10号、議案第11号と議案第13号については賛成多数で可と決し、議案第1号から議案第3号及び議案第5号から議案第9号と議案第12号と議案第14号から議案第15号は全会一致で可と決したことを報告いたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については特別委員会において全会一致で可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第4号、議案第10号、議案第11号及び議案第13号について討論を求めることをご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例案の改正案に反対でございますので、討論を行います。よろしくお願ひします。

歌の文句に「おまえ百までわしゃ九十九まで。共に白髪の生えるまで」という歌があります。人生100歳は、一つの到達点。軽米町では、100歳になられた敬老に30万円のお祝金を現金で支給しております。また、90歳になられた方には、5万円支給しております。長寿祝金が4月1日より30万円が20万円に、5万円が3万円に引き下げる案ということになります。敬老の皆さんの人生の一つの目標、喜びが小さくなった案であります。他町村と比較して、額は上位のほうであります。軽米町の祝金は。年寄りを大事にする町として、引下げはすべきでない、そう考え、以上の理由から改正案には反対でありますので、皆さんのご賛同をお願いしたい。

以上で終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

上山誠君。

〔1番 上山 誠君登壇〕

○1番（上山 誠君） 私は、議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論したいと思います。

今回の改正は、現在の祝金を支給している対象者の方の支給額を減額改正する条例ですが、当局からの説明がありましたように、少子高齢化の進展等、社会情勢の変化を踏まえるとともに、県内市町村の祝金の状況等を見ると、県内トップのお祝金の金額ということもあり、改正をお願いするということのものでございました。今後も継続して長寿のお祝いをし、支給していただくためには、その時々々の時代背景の中での見直しも理解できる場所であり、当局からは今後についても、高齢者の福祉の充実を図っていくことを明言されておりましたので、今後ますます高齢者の福祉が充実していくことを要望し、今回の改正条例案に賛成するものです。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算について討論ありませんか。原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 3番、日本共産党、江刺家静子です。議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算案、議案第11号、そして第13号も反対し、討論を行います。このほかの議案については、賛成の立場であります。

それでは、議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算案について討論いたします。町長は、施政方針演述の中で、中学生まで学校給食を完全無料化にしようと言いました。保護者の皆さんのみならず、多くの町民も喜んでおられると思います。私も喜んでおります。しかし、私は次の部分については反対であります。

1つは、令和3年度の大きな事業は、（仮称）かるまい交流駅整備事業です。令和3年度のこの事業費は10億3,886万7,000円となっております。しかし、今敷地から医療廃棄物が出土して、工事はまだ着工にも至っていません。廃棄物の撤去費用と、その財源はどうなるのかという課題があります。開設時期については、撤去作業よりも、当初予定していた時期よりも遅れると思いますが、町長は遅れることなく、当初の目標の進捗管理に努めるとしてあります。この工事は、土地取得費を除いた工事費が約25億円と、町と町民にとっては本当に何十年に1度という一大事業です。設計変更や建設場所の移動なども視野に、年度内完成にこだわらず、町民への説明と丁寧な工事進捗が必要と考えるものです。

もう一つは、当町独自の事業として取り組んできたアースラブ菌を活用した生ご

み縮減処理事業は終了し、新しい方式に取り組もうとしていることです。これまでのアースラブ菌を活用した方式をなぜやめることになったのか。その検証報告もありませんでしたし、来る令和3年度は、取りあえず二戸広域事務組合で焼却処理をすることになりました。

この間町長は、仙台市の業者と新たな処理方法について検討を重ねてきたことが分かりました。町長は、地球温暖化防止、CO₂削減などが目的と言っておりますが、ごみ処理の担当課、また再生エネルギーの担当課職員にも報告はなかったようです。ごみ処理には、いろいろな方法があると思います。廃棄物還元炭化、炭にするというその方式が軽米町にとって合った方式なのか。これは、ごみ処理の担当課や、またごみの処理に関心を持っている町民の意見を聞く機会も取っていただければと思います。

町長が職員にはこのことを話さずに出かけていたということについては、今、今日も国会中継がありましたけれども、業者との癒着、接待会食などが討論されておりますが、そのようなことはなかったと私は思いますが、職員とともに議会や町民が復命書も閲覧できるような進め方にしていきたいと思うのであります。役場職員は、年々減少してきています。予算書によると、令和元年度は129人、令和2年度は123人、令和3年度は116人となっております。職員とのコミュニケーションを取った進め方が大事だと思います。

以上のことから議案第10号に反対するものです。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

細谷地多門君。

〔9番 細谷地多門君登壇〕

○9番（細谷地多門君） 議案第10号の令和3年度軽米町一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

令和3年度一般会計予算は、今年度から5億3,100万円増の72億6,600万円であります。歳出の増額の主な要因は、（仮称）かるまい交流駅整備事業費の増額や、JA新しいわてが進めるライスセンター建設事業への補助金となっておりますが、そのほか新型コロナウイルス感染症対策事業の継続をはじめ、脱炭素社会への取組として、電気自動車の購入や家庭用ソーラー施設の設置を奨励するゼロカーボン推進事業や、人口減少を踏まえた移住推進施策の充実、上水道の区域外を対象とした飲用水確保対策事業費補助金の創設など、ハード、ソフトの各種施策が盛り込まれております。

また、歳入においては、町長の公約でもある小中学校と保育園の給食費の完全無

料化が実現するものになっております。町長のリーダーシップの下、町当局が町の現状や社会の動向を踏まえ、住民福祉の向上や町の活性化のため、創意と工夫を持って編成された予算と評価しており、私は令和3年度軽米町一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第11号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 議案第11号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算案について反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤をなす制度であります。年齢が高い加入者や低所得者、不安定雇用の方が多く加入しています。そのため、国保は社会保障の制度ですが、その税収が大変小さくなってきています。しかも、加入している人数に均等割がかかりますので、扶養家族が多いと、町民税や所得税は扶養控除によって税額が低くなりますが、国民健康保険税の場合は赤ちゃんから1人当たりの人数が、大人も同じ均等割がかかります。医療保険制度として、その負担の重さが持続性を揺るがしていることから、全国の知事会や全国市長会が1兆円の国庫負担を要望してきたところです。

軽米町では、18歳までの子供の均等割を免除した場合、およそ300万円の財源が必要とのことでした。岩手県宮古市では、子供の均等割免除を実施しております。その財源は、ふるさと納税を使っているということでした。ぜひとも軽米町でも、そのふるさと納税を使って子供の均等割を免除して、子育てを応援していただきたいと思います。

また、もう一つの理由は、滞納している世帯に短期保険証が交付されていますが、世帯には様々な事情があります。納めたくても納められない人もいます。また、中には、納めることができるのに納めない方もいることも事実だと思いますが、短期保険証は納税相談に、窓口に来ていただくことが目的であるという説明でした。必ずしもその場で納税しなくてもいいということでしたが、そのことが、来たときに必ずお金を入れないと交付してもらえないのではないかと、ある方が相談に来たときに、そう思ったそうです。それで、病院に行きたくて来たのだけれども、そ

のときに保険税に入金したら、病院に行くお金がなくなったというようなことを言っておりました。電話をしたり、訪問したり、事情を聞くという、そういうことを3か月に1回できるかという、時間的にも、職員の皆さんも厳しいのではないのでしょうか。

厚生労働省では、今コロナ禍でもあり、感染のおそれが生じていても、保険証がないため病院に行かないということがないように、保険証を留め置かないようにと国会で答弁しておりました。納めることができるのに納めない方もいると思いますが、盛岡市のように短期保険証発行という方法ではなく、盛岡市では4月に滞納している方々を呼んで、そして納税のことについてお話をし、短期ではない普通の保険証を発行しているということでした。そのことによって収納率がぐんと落ちるということはないということです。職員の皆さんも、夜間や休日の相談業務、大変ご苦労さまです。収入のない子供に均等割課税免除と、また短期保険証を発行することに反対することから、この議案に反対するものです。

以上のことから、皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 私は、議案第11号 軽米町国民健康保険特別会計予算に対しまして、賛成討論をさせていただきます。

令和3年度の軽米町国民健康保険特別会計予算案については、岩手県国保運営方針に基づき、一般会計からの法定外繰入れも実施することなく、また国保保険者としての財源確保に一定の努力が見られます。国民健康保険の短期保険証発行は、安易に滞納整理による滞納解消をすることなく、滞納者との対話の中で納税に努めているものであり、平成27年度と比較し、令和3年2月現在の短期保険証発行世帯が半減されるなど、短期保険証発行による納税相談が一定の効果として現れている現状をうかがいました。税の公平、公正を確保するという観点から、保険税未納の状況など、それぞれの状況を見極め、納税者が不公平感を抱かないよう完納者と同等に扱うことについては、いろいろ議論があると考えます。

子供の均等割保険料の軽減については、国としても検討されているほか、現在でも所得に応じた軽減が行われています。また、町当局では、厳しい財政状況下の中、医療費削減のための健康指導やふれあい共食事業の開催など、町民の心と体の健康づくりに取り組み、医療費の抑制に努めるとしております。各課の積極的な連携と職員のきめ細かい対応や姿勢を高く評価し、議案第11号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算の賛成討論といたします。

私の賛成討論にご賛同いただくことをお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。議案第11号の討論を終わります。

議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔3番 江刺家静子君登壇〕

○3番（江刺家静子君） 発言の許可をいただきましたので、議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算案について反対し、討論を行います。

2002年にスタートした介護保険は、全国どこでも誰でも、1割負担で必要なサービスが受けられる、最近では2割、3割の負担という方もありますが、家族介護から社会的介護へというスローガンは、多くの介護をしている家族が希望を寄せたということでした。現在高齢化社会や、また介護労働者の不足が深刻化しています。介護保険料を納めて介護認定を受けても、サービスを利用していない利用者が増えているという統計の結果も出ています。それは、経済的とか、サービスを受ける環境がないことではないでしょうか。軽米町においては、訪問介護を希望する人の自宅まで行く時間的なことを考えると、事業所から遠い地区の訪問は避けたいと思う事業所もあると思います。その点健康ふれあいセンターは、中心部にあります。これまで民間の事業所から訪問を断られたケースもあったということです。そういう例があったということも確認してほしいと思いますし、何より町の訪問サービスを利用したい方の希望を受けてほしいと思います。

県外の施設に積極的に紹介した場合、費用は同じでしょうか。このコロナ禍で、デイサービスを控えていらっしゃる自宅にいる方々にとっても、訪問サービスは必要なものです。介護事業所は、サービスを提供する事業所で、そして働く場所でもあります。ついに町長の施政方針にも、健康ふれあいセンターの訪問介護事業はなくなりませんでした。住み慣れた地域で安心した生活が継続できるようにという、この介護の方針には、ふれあいセンターのサービス介護事業所が必要です。健康ふれあいセンターの訪問介護事業を続けてほしい、このことから、この予算も縮小から閉鎖へと進む内容になっていることに反対するものです。

以上のことから、私は反対の討論を行いました。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 私は、議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

議案第13号の介護保険特別会計予算については、令和元年度をもって事業廃止との方針であった健康ふれあいセンターの介護事業のうち、利用者の他事業所への移行が進まなかった訪問介護事業と居宅介護支援事業について、令和2年度に引き続き、令和3年度も他事業所との協議が調うまで、責任を持って健康ふれあいセンターで行うための予算であり、現在サービスを利用している方々に必要な予算であると考えます。

また、町として健康増進を大きな柱とし、疾病や介護の予防に重点を置いていることなどから、令和3年度の介護保険特別会計予算は現状に即し、必須のものであると考えるとともに、今後におきましても、利用者の立場に十分配慮した事業の移行が進められることを期待し、令和3年度介護保険特別会計予算に賛成するものがあります。

議員各位のご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。以上で議案第13号の討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は5回に分けて行います。

議案第4号、議案第10号、議案第11号及び議案第13号、それぞれ1件ずつ、議案第1号から議案第3号までと議案第5号から議案第9号まで、議案第12号及び議案第14号、議案第15号の合わせて11件の5回です。

議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第4号を原案のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第4号 軽米町長寿祝金条例の一部を改正する条例は原案を可決とすることに決定しました。

議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第10号を原案

のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第10号 令和3年度軽米町一般会計予算は原案を可決とすることに決定しました。

議案第11号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第11号 令和3年度軽米町国民健康保険特別会計予算は原案を可決とすることに決定しました。

議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第13号 令和3年度軽米町介護保険特別会計予算は原案を可決とすることに決定しました。

次に、議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第3号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例までと議案第5号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例から議案第9号 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、議案第12号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計予算、議案第14号 令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算の11件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号から議案第3号までと議案第5号から議案第9号まで、議案第12号、議案第14号、議案第15号の11件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号から議案第3号までと議案第5号から議案第9号まで、議案第12号、議案第14号、議案第15号の11件は、委員長の報告のとおり原案を可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から議案第3号 軽米町さわやかカップル祝金条例の一部を改正する条例までと議案第5号 軽米町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例から議案第9号 令和2年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、議案第12号 令和3年度軽米町下水道事業特別会計予算、議案第14号 令和3年度軽米町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第15号 令和3年度軽米町水道事業会計予算の11件は原案のとおり可決されました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の中間報告を求める件

○議長（松浦満雄君） 日程第16、人口減少・少子化対策調査特別委員会の中間報告を求める件を議題といたします。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員会に付託中の人口減少・少子化対策に関する調査について、委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

したがって、人口減少・少子化対策調査特別委員会に付託中の人口減少・少子化対策に関する調査について、委員会の中間報告を求めることに決定しました。

人口減少・少子化対策調査特別委員会委員長、中村正志君。

〔人口減少・少子化対策調査特別委員長
中村正志君登壇〕

○人口減少・少子化対策調査特別委員長（中村正志君） 人口減少・少子化対策調査特別委員会の3月定例会における中間報告を申し上げます。

12月定例会において人口減少・少子化対策に関する決議を発議し、子供の遊び場公園や結婚祝金などの条例改正、出会いサポートセンター的な場の常設、移住対策案などの4項目について、早期実現を強く要望する決議案を議決しました。

第6回委員会は、2月24日に開催し、九戸村における結婚相談員の活動状況についての学習会を実施しました。専任の結婚相談員の配置は、特徴的な取組であり、大変参考となりました。第7回委員会は、3月12日に開催し、決議4項目における町の取組状況について意見交換し、今後も早期実現に向け議員各位努力していくこととしました。

最後に、人口減少・少子化対策調査特別委員会は、今後も継続して調査研究を進めることとしますが、テーマが幅広いこともあり、状況に応じて結婚支援に特化した調査研究とすることもあることを付け加え、3月定例会における中間報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑については、当該委員会に所属する議員の質疑は行わないこととなっておりますので、省略します。

これで人口減少・少子化対策調査特別委員会の中間報告を終わります。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第17、発議案第1号 軽米町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

発議案第1号について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、大村税君。

〔議会運営委員長 大村 税君登壇〕

○議会運営委員長（大村 税君） 発議案第1号 軽米町議会会議規則の一部を改正する規則について地方自治法第120条及び軽米町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出理由ですが、「標準」町村議会会議規則の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正内容ですが、1点目は、第2条において議員活動と家庭生活との両立、支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境の一環として、出産、育児、介護など、議員としての活動するに当たっての諸要因に配慮するためであります。議会の欠席理由を整備し、出産については欠席期間を規定するものです。

2点目は、第89条の請願書の記載事項等であります。請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものといたします。

発議案第1号につきまして、趣旨をご理解いただき、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号 軽米町議会会議規則の一部を改正する規則に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 軽米町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 軽米町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査

○議長（松浦満雄君） 日程第18、総務教育民生常任委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、請願陳情第7号について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしておりました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。総務教育民生常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第7号については総務教育民生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（松浦満雄君） 日程第19、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（松浦満雄君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

この議員派遣の件については、軽米町議会会議規則第121条の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することになっております。

お諮りします。お手元に配布してある令和3年度議員派遣一覧表のとおり、令和

3年度の議会閉会中における各種会議、議員研修及び調査等に本議会の議員を派遣したいと思います。また、派遣議員については、その都度議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、令和3年度の議会閉会中における各種会議、議員研修等への派遣についてはお手元の令和3年度議員派遣一覧表のとおりとし、派遣議員については、その都度議長が指名することに決定しました。

お諮りします。議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度議長において議員の派遣をすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第21、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第16回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月2日に開会以来、本日までの15日間にわたり開催されたところであります。本定例会には、条例の一部改正に関する議案5件、令和2年度一般会計ほか補正予算に関する案件4件、令和3年度一般会計ほか当初予算案件6件の合わせて15件の議案と専決処分の報告2件を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご議決賜りましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、すこやかベビー祝金等祝金制度の見直しや脱炭素社会への取組など、各種事業に対して熱心にご議論いただきました。議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり、十分心して努めてまいりたいと存じます。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第16回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦勞さまでした。

（午前10時57分）